

# 熊本学園大学大学院学則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この学則は、熊本学園大学学則第4条により、熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学院の目的)

**第2条** 大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

**第3条** 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行う。

3 自己評価に関する詳細は、別に定める。

(課程)

**第4条** 大学院に、修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程に必要な事項は、熊本学園大学専門職大学院学則に定める。

## 第5条 削除

(研究科)

**第6条** 大学院に、次の研究科を置く。

商学研究科

経済学研究科

国際文化研究科

社会福祉学研究科

(研究科の目的)

**第7条** 大学院は、研究科ごとに人材の養成に関する目的および教育研究上の目的を次のとおり定める。

2 商学研究科は、経済のグローバル化をはじめとして企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応すべく、企業はもとより地方自治体や非営利組織において自らの能力を発揮し地域社会の活性化に貢献しうる高度専門職業人の養成、並びに流通・マーケティング、ファイナンス・会計、経営・情報の世界について高度な理論的・実践的知識を基に自立して創造的な研究活動に従事する研究者の養成を目的とする。

3 経済学研究科は、経済社会の国際化・情報化への機敏な対応が迫られているなか、地域経済の発展のために高度な専門能力を発揮しうる指導的職業人の養成、経済理論の確かな基礎の上に経済学各分野の一層の新展開を目指す研究者の養成、税理士・地方公務員・中高校教員など専門的技術や資格を身につけた社会貢献者の養成を目的とする。

4 国際文化研究科は、現代のような国際化・グローバル化の時代において、国際文化の諸分野の研究を通じ、異文化理解を促進すると同時に、グローバルな視野と豊かな識見をもち、国際社会で活躍できる高度な専門的知識と視野を持った研究者・専門家、並びに職業人の養成を目的とする。

5 社会福祉学研究科は、現代の多様化、高度化する社会福祉や社会保障の課題に応えるべく、人権保障を基礎にして、社会福祉学や福祉環境学領域における実践、並びに社会福祉や社会保障政策の理論と歴史を研究することを通して、社会福祉領域の指導者として活躍しうる高度専門職業人、並びに広い視野を有する研究者を養成することを目的とする。

(専攻)

第8条 各研究科の修士課程及び博士後期課程には、次の専攻を置く。

商学研究科	商学専攻	修士課程	博士後期課程
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	博士後期課程
国際文化研究科	国際文化専攻	修士課程	博士後期課程
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	博士後期課程
	福祉環境学専攻	修士課程	

(収容定員)

第9条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科 専攻		課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学研究科	商学専攻	10	20	3	9
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9
国際文化研究科	国際文化専攻	10	20	3	9
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10	20	3	9
	福祉環境学専攻	10	20	—	—

(修業年限)

第10条 修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、学生が前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、学長は第45条に定める研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 前項の学生（以下、「長期履修生」という。）の修業年限は、修士課程は3年、博士後期課程は5年とする。
- 長期履修生に関する詳細は、別に定める。

(最長在学年限)

第11条 大学院における同一研究科の在学年限は、休学期間を除き、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。

- 前項の規定にかかわらず、長期履修生の在学年限は、休学期間を除き、修士課程においては5年、博士後期課程においては8年を超えることはできない。

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第12条 大学院の学年、学期、休業日及び休暇については、熊本学園大学学則第31条、第32条、第33条及び第34条を準用する。

## 第2章 授業科目、単位、及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第13条 授業科目及び単位数は、次表の定めるところによる。

### (1) 商学研究科商学専攻 修士課程

商学原理特殊研究	(4)	会計監査論特殊研究	(4)
商学原理特殊研究演習	(8)	経営史特殊研究	(4)
商業史特殊研究	(4)	経営史特殊研究演習	(8)
商業史特殊研究演習	(8)	経営社会システム論特殊研究	(4)
マーケティング論特殊研究	(4)	経営社会システム論特殊研究演習	(8)
マーケティング論特殊研究演習	(8)	労務管理論特殊研究	(4)
マーケティング・マゼメント論特殊研究	(4)	労務管理論特殊研究演習	(8)
マーケティング・マゼメント論特殊研究演習	(8)	経営管理論特殊研究Ⅰ	(2)
ブランドマーケティング論特殊研究	(4)	経営管理論特殊研究Ⅱ	(2)
ブランドマーケティング論特殊研究演習	(8)	経営管理論特殊研究演習	(8)
流通システム論特殊研究	(4)	経営科学特殊研究	(4)
流通システム論特殊研究演習	(8)	経営科学特殊研究演習	(8)
交通論特殊研究	(4)	情報処理特殊研究	(4)
交通論特殊研究演習	(8)	情報処理特殊研究演習	(8)
金融論特殊研究	(4)	ビジネス特講Ⅰ	(2)
金融論特殊研究演習	(8)	ビジネス特講Ⅱ	(2)
銀行論特殊研究	(4)	情報管理	(2)
証券経済論特殊研究	(4)	ビジネス・リテラシーⅠ	(2)
証券経済論特殊研究演習	(8)	ビジネス・リテラシーⅡ	(2)
保険論特殊研究	(4)	ビジネス倫理	(2)
保険論特殊研究演習	(8)	流通論基礎特殊研究	(2)
経営財務論特殊研究	(4)	会計ファイナンス基礎特殊研究	(2)
経営財務論特殊研究演習	(8)	経営学基礎特殊研究	(2)
会計学原理特殊研究	(4)	情報基礎特殊研究	(2)
会計学原理特殊研究演習	(8)	ビジネス法基礎特殊研究	(2)
財務会計論特殊研究	(4)	経済学基礎特殊研究	(2)
財務会計論特殊研究演習	(8)	会社法特殊研究	(4)
管理会計論特殊研究	(4)	労働法特殊研究	(4)
管理会計論特殊研究演習	(8)	会社税法特殊研究	(4)

### (2) 商学研究科商学専攻 博士後期課程

流通システム論研究指導	(4)	財務会計論研究指導	(4)
流通システム論研究指導演習	(12)	管理会計論研究指導	(4)
商業構造論研究指導	(4)	管理会計論研究指導演習	(12)
商業構造論研究指導演習	(12)	会社税法研究指導	(4)
マーケティング論研究指導	(4)	会社税法研究指導演習	(12)
マーケティング論研究指導演習	(12)	経営史研究指導	(4)
交通論研究指導	(4)	経営史研究指導演習	(12)
交通論研究指導演習	(12)	経営管理論研究指導	(4)
消費者行動論研究指導	(4)	経営管理論研究指導演習	(12)
消費者行動論研究指導演習	(12)	労務管理論研究指導	(4)
ブランドマーケティング論研究指導	(4)	労務管理論研究指導演習	(12)
ブランドマーケティング論研究指導演習	(12)	株式会社論研究指導	(4)
金融制度論研究指導	(4)	株式会社論研究指導演習	(12)
金融制度論研究指導演習	(12)	経営科学研究指導	(4)
保険論研究指導	(4)	経営科学研究指導演習	(12)
保険論研究指導演習	(12)	情報処理研究指導	(4)
財務管理論研究指導	(4)	情報処理研究指導演習	(12)
財務管理論研究指導演習	(12)	国際経済学特殊講義	(4)
会計学原理研究指導	(4)	地域経済学特殊講義	(4)
会計学原理研究指導演習	(12)		

(3) 経済学研究科経済学専攻 修士課程

ミクロ経済学特殊研究	(4)	マクロ経済政策論特殊研究	(4)
ミクロ経済学特殊研究演習	(8)	マクロ経済政策論特殊研究演習	(8)
応用ミクロ経済学特殊研究	(4)	農業政策論特殊研究	(4)
応用ミクロ経済学特殊研究演習	(8)	農業政策論特殊研究演習	(8)
マクロ経済学特殊研究	(4)	労働経済論特殊研究	(4)
マクロ経済学特殊研究演習	(8)	労働経済論特殊研究演習	(8)
応用マクロ経済学特殊研究	(4)	地域経済論特殊研究	(4)
応用マクロ経済学特殊研究演習	(8)	地域経済論特殊研究演習	(8)
計量経済学特殊研究	(4)	地域産業論特殊研究演習	(8)
計量経済学特殊研究演習	(8)	環境経済論特殊研究	(4)
応用計量経済分析特殊研究	(2)	民法特殊研究	(4)
数理経済学特殊研究	(4)	企業法特殊研究	(4)
数理経済学特殊研究演習	(8)	税法特殊研究	(4)
経済学史特殊研究	(4)	行政法特殊研究	(4)
経済学史特殊研究演習	(8)	環境論特殊研究	(2)
統計学特殊研究	(4)	国際経済論特殊研究	(4)
統計学特殊研究演習	(8)	国際経済論特殊研究演習	(8)
情報処理論特殊研究	(4)	国際金融論特殊研究	(4)
情報処理論特殊研究演習	(8)	国際金融論特殊研究演習	(8)
応用システム論特殊研究	(4)	開発経済論特殊研究	(4)
応用システム論特殊研究演習	(8)	開発経済論特殊研究演習	(8)
日本経済史特殊研究	(4)	貿易論特殊研究	(4)
日本経済史特殊研究演習	(8)	貿易論特殊研究演習	(8)
西洋経済史特殊研究	(4)	国際関係論特殊研究	(4)
西洋経済史特殊研究演習	(8)	国際関係論特殊研究演習	(8)
経済思想史特殊研究演習	(8)	国際経済法特殊研究	(4)
社会思想史特殊研究	(4)	国際経済法特殊研究演習	(8)
社会思想史特殊研究演習	(8)	外国文献特殊研究A	(4)
財政学特殊研究	(4)	外国文献特殊研究B	(4)
財政学特殊研究演習	(8)	現代社会問題特殊研究Ⅰ	(2)
金融論特殊研究	(4)	現代社会問題特殊研究Ⅱ	(2)
金融論特殊研究演習	(8)	経済問題解法特殊研究Ⅰ	(2)
経済政策論特殊研究	(4)	経済問題解法特殊研究Ⅱ	(2)
経済政策論特殊研究演習	(8)		

(4) 経済学研究科経済学専攻 博士後期課程

経済学史研究指導	(4)	地域開発論研究指導	(4)
経済学史研究指導演習	(12)	地域開発論研究指導演習	(12)
ミクロ経済学研究指導	(4)	地域経済分析研究指導	(4)
ミクロ経済学研究指導演習	(12)	地域経済分析研究指導演習	(12)
応用ミクロ経済学研究指導	(4)	農業政策論研究指導	(4)
応用ミクロ経済学研究指導演習	(12)	農業政策論研究指導演習	(12)
マクロ経済学研究指導	(4)	貿易論研究指導	(4)
マクロ経済学研究指導演習	(12)	経済開発論研究指導	(4)
情報処理論研究指導	(4)	経済開発論研究指導演習	(12)
日本経済史研究指導	(4)	国際金融論研究指導	(4)
日本経済史研究指導演習	(12)	国際金融論研究指導演習	(12)
西洋経済史研究指導	(4)	労働経済論研究指導	(4)
西洋経済史研究指導演習	(12)	地方財政論研究指導	(4)
社会思想史研究指導	(4)	地方財政論研究指導演習	(12)
社会思想史研究指導演習	(12)		
マクロ経済政策研究指導	(4)		

## (5) 国際文化研究科国際文化専攻 修士課程

古典文学特殊研究	(4)	東アジア (中国) 地域文化特殊研究 I	(4)
古典文学特殊研究演習	(8)	東アジア (中国) 地域文化特殊研究 I 演習	(8)
近代文学特殊研究 I	(4)	東アジア (韓国・朝鮮) 地域文化特殊研究 II	(4)
近代文学特殊研究 I 演習	(8)	東アジア (韓国・朝鮮) 地域文化特殊研究 II 演習	(8)
近代文学特殊研究 II	(4)	東アジア地域言語文化総合演習	(2)
近代文学特殊研究 II 演習	(8)	イギリス文学特殊研究	(4)
言語処理論特殊研究	(4)	イギリス文学特殊研究演習	(8)
言語処理論特殊研究演習	(8)	アメリカ文学特殊研究 I	(4)
日本史特殊研究	(4)	アメリカ文学特殊研究 I 演習	(8)
日本語教育特殊研究	(4)	アメリカ文学特殊研究 II	(4)
日本語教育特殊研究演習	(8)	アメリカ文学特殊研究 II 演習	(8)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 I	(4)	英語学特殊研究 I (英語教育評価論)	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 I 演習	(8)	英語学特殊研究 I (英語教育評価論)演習	(8)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 II	(4)	英語学特殊研究 II (外国語習得論)	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 II 演習	(8)	英語学特殊研究 II (外国語習得論) 演習	(8)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 III	(4)	英語学特殊研究 III (文体論)	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 III 演習	(8)	英語学特殊研究 III (文体論) 演習	(8)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究 IV	(4)	英語学特殊研究 IV (応用言語学)	(4)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究 IV 演習	(8)	英語学特殊研究 IV (応用言語学) 演習	(8)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究 V	(4)	英語コミュニケーション論特殊研究	(4)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究 V 演習	(8)	英語コミュニケーション論特殊研究演習	(8)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 VI	(4)	フランス文学特殊研究 (フランス詩論)	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究 VI 演習	(8)	ドイツ語特殊研究 (ドイツ現代言語論)	(4)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究 VII	(4)	スペイン語特殊研究	(4)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究 VII 演習	(8)	スペイン語特殊研究演習	(8)
		西洋史特殊研究	(4)

## (6) 国際文化研究科国際文化専攻 博士後期課程

古典文学特殊講義	(4)	東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊講義 VII	(4)
古典文学特殊研究指導	(12)	東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究指導 VII	(12)
近代文学特殊講義 I	(4)	東アジア (中国) 地域文化特殊講義 I	(4)
近代文学特殊研究指導 I	(12)	東アジア (中国) 地域文化特殊研究指導 I	(12)
近代文学特殊講義 II	(4)	東アジア (韓国・朝鮮) 地域文化特殊講義 II	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊講義 I	(4)	東アジア (韓国・朝鮮) 地域文化特殊研究指導 II	(12)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究指導 I	(12)	アメリカ文学特殊講義	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊講義 II	(4)	アメリカ文学特殊研究指導	(12)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究指導 II	(12)	イギリス文学特殊講義	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊講義 III	(4)	イギリス文学特殊研究指導	(12)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究指導 III	(12)	英語学特殊講義 (文体論)	(4)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊講義 IV	(4)	英語学特殊研究指導 (文体論)	(12)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究指導 IV	(12)	英語教育学特殊講義 I (評価論)	(4)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊講義 V	(4)	英語教育学特殊研究指導 I (評価論)	(12)
東アジア (韓国・朝鮮) 言語文化特殊研究指導 V	(12)	英語教育学特殊講義 II (外国語習得論)	(4)
東アジア (中国) 言語文化特殊講義 VI	(4)	英語教育学特殊研究指導 II (外国語習得論)	(12)
東アジア (中国) 言語文化特殊研究指導 VI	(12)		

(7) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程

社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究	(2)	社会保障論専門研究演習	(8)
社会福祉学専門研究	(2)	社会福祉法制専門研究	(2)
社会福祉学専門研究演習	(8)	社会福祉法制専門研究演習	(8)
高齢者保健福祉論専門研究	(2)	家族社会学専門研究	(2)
高齢者保健福祉論専門研究演習	(8)	家族社会学専門研究演習	(8)
高齢者福祉論専門研究	(2)	日本社会福祉史専門研究	(2)
高齢者福祉論専門研究演習	(8)	日本社会福祉史専門研究演習	(8)
障害児者福祉論専門研究	(2)	西欧社会福祉史専門研究	(2)
障害児者福祉論専門研究演習	(8)	西欧社会福祉史専門研究演習	(8)
地域福祉論専門研究	(2)	地域社会専門研究	(2)
地域福祉論専門研究演習	(8)	地域社会専門研究演習	(8)
障害学専門研究	(2)	現代人権政策論専門研究	(2)
障害学専門研究演習	(8)	現代人権政策論専門研究演習	(8)
児童福祉論専門研究	(2)	福祉臨床と心理学専門研究	(2)
児童福祉論専門研究演習	(8)	福祉臨床と心理学専門研究演習	(8)
保育学専門研究	(2)	社会福祉方法論専門研究	(2)
保育学専門研究演習	(8)	女性福祉論専門研究	(2)
社会保障論専門研究	(2)	社会福祉実習	(2)

(8) 社会福祉学研究科福祉環境学専攻 修士課程

ソーシャルワーク・リサーチ専門研究	(2)	社会政策専門研究演習	(8)
ソーシャルワーク・リサーチ専門研究演習	(8)	環境生命学専門研究	(2)
社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究	(2)	環境生命学専門研究演習	(8)
福祉環境学フィールドワークⅠ (水俣地域・不知火海、実地調査・ワークショップ)	(2)	精神保健福祉学専門研究	(2)
環境福祉論専門研究	(2)	精神保健福祉学専門研究演習	(8)
環境福祉論専門研究演習	(8)	ライフウェルネスと健康・スポーツ心理学専門研究	(2)
環境法学専門研究	(2)	ライフウェルネスと健康・スポーツ心理学専門研究演習	(8)
環境法学専門研究演習	(8)	福祉環境学フィールドワークⅡ (国内公害発生地域臨地研修)	(2)
環境社会論専門研究	(2)	福祉環境学フィールドワークⅢ (海外公害発生地域臨地研修)	(2)
環境社会論専門研究演習	(8)	社会調査方法論専門研究	(2)
生活環境論専門研究	(2)	環境社会学専門研究	(2)
生活環境論専門研究演習	(8)	環境経済学専門研究	(2)
環境マネジメント論専門研究	(2)	環境生態学専門研究	(2)
環境マネジメント論専門研究演習	(8)	開発と環境専門研究	(2)
人権社会論専門研究	(2)	海外環境事情専門研究	(2)
人権社会論専門研究演習	(8)		
社会政策専門研究	(2)		

(9) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程

社会福祉学方法論高度専門研究	(2)	社会福祉政策学特殊研究指導Ⅲ(人権社会論)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅰ(社会福祉理論)	(4)	社会福祉政策学特殊講義Ⅳ(保育学)	(4)
社会福祉学特殊研究指導Ⅰ(社会福祉理論)	(12)	社会福祉政策学特殊研究指導Ⅳ(保育学)	(12)
社会福祉学特殊研究指導Ⅱ(西欧社会福祉史)	(12)	環境福祉学特殊研究指導Ⅰ(環境福祉学)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅳ(障害学)	(4)	環境福祉学特殊講義Ⅱ(生活環境学)	(4)
社会福祉学特殊研究指導Ⅳ(障害学)	(12)	環境福祉学特殊研究指導Ⅱ(生活環境学)	(12)
社会福祉学特殊研究指導Ⅴ(精神保健福祉学)	(12)	環境福祉学特殊研究指導Ⅳ(地域社会論)	(12)
社会福祉学特殊研究指導Ⅵ(高齢者福祉論)	(12)	環境福祉学特殊講義Ⅵ (ライフウェルネスと健康・スポーツ心理学)	(4)
社会福祉政策学特殊講義Ⅰ(社会保障論)	(4)	環境福祉学特殊研究指導Ⅵ (ライフウェルネスと健康・スポーツ心理学)	(12)
社会福祉政策学特殊研究指導Ⅰ(社会保障論)	(12)		
社会福祉政策学特殊講義Ⅱ(社会政策)	(4)		
社会福祉政策学特殊研究指導Ⅱ(社会政策)	(12)		

2 前項の表に掲げるもののほか、学長は研究科委員会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(単位認定の方法)

第15条 単位修得の認定の方法は、研究科規則で定める。

(他大学院における授業科目の履修等)

第 15 条の 2 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他の大学院において授業科目を履修することを許可し、修得した単位を、10 単位を限度として、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 15 条の 3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に本学または他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10 単位を限度として、研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(修得単位等の認定)

第 15 条の 4 学長は、学生が第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定により修得した科目・単位については、研究科委員会の議を経て、10 単位を限度として本大学院における授業科目を修得したものとみなすことができる。

(履修方法)

第 16 条 修士課程の学生は、その在学期間中に、研究科規則に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に、当該専攻において必要な研究指導を受け、専修科目の研究指導 12 単位を修得しなければならない。ただし設定された必修科目は修得しなければならない。

3 授業科目の履修に関し、必要な事項は研究科規則で定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 17 条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりである。

研究科	専攻	免許教科の種類
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、（公民）
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状（英語）、（中国語）、（韓国語） 高等学校教諭専修免許状（英語）、（中国語）、（韓国語）
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状（福祉）
	福祉環境学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）

### 第 3 章 学位の授与

(学位の種類)

第 18 条 大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	学位名称	
	修士課程	博士後期課程
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経済学研究科	修士（経済学）	博士（経済学）
国際文化研究科	修士（文学）	博士（文学）
社会福祉学研究科	修士（社会福祉学）	博士（社会福祉学）
	修士（福祉環境学）	—

(学位授与の資格等)

**第 19 条** 大学院の課程により、修士又は博士の学位を与えられる者は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

修士課程に2年以上在学して、第16条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を在学期間中に提出して、その審査並びに最終試験に合格した者

(2) 博士の学位

博士後期課程に3年以上在学して第16条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格した者。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

**第 20 条** 学長は、大学院博士後期課程を経ることなく博士の学位論文を提出する者に、博士後期課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

**第 21 条** 学位及びその授与について、必要な事項は熊本学園大学学位規則で定める。

#### 第 4 章 入学、休学及び退学

(修士課程の入学資格)

**第 22 条** 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣が指定した者

(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(博士後期課程の入学資格)

**第 23 条** 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(7) その他本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

**第 24 条** 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願)

**第 25 条** 入学を志願する者は、次の所定の書類に検定料を添えて、これを指定期日までに提出しなければならない。

修士課程

博士後期課程

(1) 入学志願書

(1) 入学志願書

(2) 大学卒業証明書及び成績証明書

(2) 大学院修士（博士前期）課程修了証明書及び成績証明書



(入学の許可)

**第 26 条** 学長は、入学志願者に対しては、考査のうえ入学を許可する。

(休学及び復学)

**第 27 条** 病気その他やむを得ない理由によって 3 か月以上学業継続が困難な者は、学長に保証人連署のうえ願い出て、休学の許可を受けることができる。

- 2 休学期間は、2 か年以内とし、2 回を超えることはできない。ただし、休学した期間は、大学院学則第 10 条及び第 11 条に規定する修業年限及び在学年限に算入しない。
- 3 休学者が復学しようとするときは、学長に保証人連署のうえ願い出なければならない。
- 4 復学の時期は、学期の初めとする。
- 5 休学及び復学に関する詳細は、別に定める。

(退学)

**第 28 条** 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長に保証人連署の退学願を提出し、許可を得なければならない。

- 2 退学に関する詳細は、別に定める。

(再入学)

**第 29 条** 前条によって退学を許可された者が再入学を願い出たときは、学長は研究科委員会の議を経て、許可することができる。

- 2 再入学に関する詳細は、別に定める。

(科目等履修生)

**第 30 条** 大学院において科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、履修希望科目の担当教員の許可を得たうえ、学長は選考につき研究科委員会の議を経て、学修を許可することができる。

**第 31 条** 科目等履修生として学修することができる者は、大学院の入学資格を有するものでなければならない。

- 2 学長は、科目等履修生が、選択した授業科目を履修して、その試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

**第 32 条** 科目等履修生として履修した授業科目は、大学院の正規の授業科目として認定することができる。

(研究生)

**第 33 条** 大学院の課程を修了した者又は博士後期課程に 3 年以上在学し退学した者が、研究の継続を志望する場合には、学長は選考につき研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する詳細は、別に定める。

## 第 5 章 賞罰

(表彰)

**第 34 条** 大学院学生の表彰については、熊本学園大学学則第 64 条を準用する。

(懲戒)

**第 34 条の 2** 大学院学生の懲戒については、熊本学園大学学則第 65 条を準用する。

## 第 6 章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

**第 35 条** 入学を許可された者は、指定期日までに入学金を納付しなければならない。

**第 36 条** 大学院の学生は、次の 2 期に分けて授業料等を納付しなければならない。

- 第 1 期 4 月 28 日まで
- 第 2 期 9 月 28 日まで

**第 37 条** 授業料、入学検定料、入学金、施設費その他の納入金に関しては、次のとおりとする。

修士課程

入学検定料	30,000 円
入学金	100,000 円
授業料	570,000 円
施設費	50,000 円

博士後期課程

入学検定料	30,000 円
入学金	100,000 円
授業料	570,000 円
施設費	50,000 円

2 授業料その他の納入金に関する詳細は、別に定める。

**第 38 条** 入学金及び授業料は、納付後は返還しない。

**第 39 条** 指定の期日までに授業料を納付しない者は、除籍する。

(履修料)

**第 40 条** 科目等履修生の履修料については、別に定める。

(研究生授業料)

**第 41 条** 研究生の授業料については、別に定める。

## 第 7 章 教員組織

(研究科長)

**第 41 条の 2** 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長は、教授である構成員より当該研究科委員会において選出する。
- 4 研究科長の任期は、2 年とする。

(教員組織)

**第 42 条** 大学院における授業及び研究指導は、大学院担当の教授が行う。ただし、特別の事情があるときは、大学院担当の准教授、講師又は助教が行うことがある。

## 第 8 章 運営組織

(大学院委員会)

**第 43 条** 大学院に、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員長は学長が、これを兼ねる。

- 2 委員会は、学長、研究科長及び各研究科において選出された 2 名の委員をもって構成する。
- 3 研究科において選出された委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

**第 44 条** 削除

(研究科委員会)

**第 45 条** 各研究科に、研究科委員会を置き、その研究科に所属する専任の教授及び准教授をもって構成する。

**第 46 条** 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項各号に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 学則等の準用

(学則の準用)

第47条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、熊本学園大学学則及びその他の熊本学園大学諸規程を準用する。

## 第10章 雑則

(改廃)

第48条 この学則の改廃は、研究科委員会、大学院委員会及び教育研究評議会の議を経て、理事会が行う。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成元年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この改正学則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者については、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第17条及び第18条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 19 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、平成23年10月26日から施行する。
- 22 この改正学則の施行に当たり、平成23年度の改選による研究科長の任期は、第45条第3項の規定にかかわらず、平成24年1月1日から平成26年3月31日までとする。
- 23 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 24 経営学研究科経営学専攻修士課程は、平成24年5月29日をもって廃止する。なお、経営学研究科については、経営学専攻博士後期課程の在籍者がいなくなるのを待って廃止することとする。
- 25 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 26 経営学研究科経営学専攻博士後期課程は、平成26年3月31日をもって廃止する。
- 27 経営学研究科は、平成26年3月31日をもって廃止する。
- 28 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 29 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 30 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 31 商学研究科経営学専攻は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 32 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 33 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 34 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 35 この改正学則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者、又は研究指導の単位を修得し退学した者については、なお従前の例による。
- 36 この改正は、令和2年4月1日から施行する。